

知っていますか？

包丁などの刃物は
業務や正当な理由がある場合を除いて
携帯することが**禁止**されています。



携帯が禁止される刃物は

- ① 刃の長さが6cmをこえる
包丁、カッターナイフ、バタフライナイフ 等
- ② 刃の長さが8cmをこえる
はさみ、折りたたみ式ナイフ、果物ナイフ
- ③ 刃の長さが7cmをこえる切出し
です。

(注) ②と③は刃の長さが規定未満であっても、6cmをこえる場合には、幅、厚み等の個別規定により携帯が禁止となる場合があります。

携帯が禁止となる場合とは？



業務や正当な理由がない場合です。

例えば

自己又は他人を傷付けるため
強盗等の犯罪に使用するため
護身用、ファッション 等
の理由は正当な理由になりません。



違反した場合は、2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金になります。

刃物についての問合せは最寄の警察署まで！！

《その他の刃物等について》

携帯が禁止された刃物以外の刃物であっても、正当な理由なく、カバン
ポケットなどに隠して携帯した場合は軽犯罪法違反に該当します。

軽犯罪法違反では、刃体の長さや刃物の形態などについて何ら制限は
なく、包丁、ナイフ、なた、かまなど刃を持つ一切の器具が該当します。

【注意】
○ 刃物は、携帯が禁止されていますが、所持(所有)することは禁止されていません。よって、自宅等において、料理をするために包丁を所持したり、ナイフやはさみ等の刃物を所持することは違反ではありません。
○ 携帯とは、刃物を手に持ちあるいはポケットやバッグに入れ、または車両内に積載するなどして自宅等から持ち出すことをいいます。